

役員報酬等規程

公益社団法人富山法人会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人富山法人会（以下、「本会」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。

なお、報酬等は、本会の役員としての職務遂行の対価に限られ、本会の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。

(報酬の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の報酬総額は総会で決定し、別表「常勤役員の報酬総額」に明確にする。

- 2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された報酬総額の限度内で理事会において決定する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(退職手当の支給)

第6条 本会は、常勤役員に退職手当を支給することができる。

(退職手当の額)

第7条 退職手当の額は、退職時の報酬の月額に勤続年数を乗じた額とする。ただし、在職中の貢献度合い及び退職の事由により増額することができる。

(勤続年数)

第8条 勤続年数は、就任の日から退職の日までの年数とし、1年未満の端数については6カ月未満を切り捨て6カ月以上を切り上げる。

- 2 従業員から役員に就任した常勤役員が退職する場合、従業員であった期間について退職金が支給されていないときは、当該期間を前項の勤続年数に加算する。

(退職手当の支給日)

第9条 退職手当は一括払いとし、退職の日から1カ月以内に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(公 表)

第11条 本会は、当規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和6年〇月〇日から施行する。

別表

常勤役員の報酬総額

常勤役員の報酬総額	5,400千円
-----------	---------